

日本語

目録:

1. <u>申込み、承認、条項、買主と売主の定義、EDI と E2Open</u>	2. <u>注文期間</u>	3. <u>数量、配達、材料の発送伝票</u>
4. <u>運送条項、請求書の発行と価格設定、所有権と滅失リスク</u>	5. <u>包装、マークアップ、運送、持続可能性、正品、カスタム製造、設計安全性</u>	6. <u>税関、関係事項</u>
7. <u>検査、不合格貨物/サービス、監査</u>	8. <u>支払</u>	9. <u>変更</u>
10. <u>保証</u>	11. <u>品質と発展、必要な計画</u>	12. <u>誘致禁止</u>
13. <u>マイノリティ/女性経営企業の MWBE の目標(米国のみ)</u>	14. <u>サービス文献</u>	15. <u>救済対策</u>
16. <u>法律・法規と規約・道徳規範を守る</u>	17. <u>顧客の要求</u>	18. <u>賠償、所有権、権利侵害の賠償</u>
19. <u>保険</u>	20. <u>持続可能性</u>	21. <u>終了</u>
22. <u>買主に開示された技術情報</u>	23. <u>買主の財産</u>	24. <u>売主の財産</u>
25. <u>治具、資本設備</u>	26. <u>相殺、差し引く</u>	27. <u>機密</u>
28. <u>公開禁止</u>	29. <u>各方面の関係</u>	30. <u>利益の衝突</u>
31. <u>譲渡しない</u>	32. <u>資産の切り離し・買収</u>	33. <u>紛争の解決</u>
34. <u>言葉、分割可能性、黙示と棄権なし</u>	35. <u>存続</u>	36. <u>全体的協定</u>
37. <u>副本、電子署名</u>		

買主の注文書類(例えば、発注書、作業説明書、電子伝送(「EDI」)発注)が引用された場合、この「**全球の購買条項と条件**」は適用され、<https://www.johnsoncontrols.com/betandc> でダウンロードでき、引用を通し本文(1)この「**全球の購買条項と条件**」(2)江森制御の全ての政策と指導方針(総称「買主政策」と呼ぶ)、(3)いかなる改訂及び(4)下請け役務(下請け役務を提供する場合)。上記の内容は「条項」または「協議」を共同構成している。江森制御は、これらの条項或いは買主政策を随時変更することを自ら決定することができる。このような変更は、[Global Procurement Standards and Terms \(johnsoncontrols.com\)](https://www.johnsoncontrols.com/global-procurement-standards-and-terms) で更新が公開されると有効になります。売主は定期的に本サイトにアクセスし、条項の変更を審査する責任を負う。売主は、本条項における義務を十分に審査し、理解し、履行できるように注意する。買主に製品を提供することによって、売主はこれらの条項及び将来の条項のいかなる修正の成約を受けることを認め、同意する。売主は全ての請負業者、下請け業者、本契約に基づいて、購入した製品を提供するいかなるレベルの仕入先(単独または総称「売主アシスタント」と呼ぶ)に、これらの条項を守ることを確保する責任がある。売主はブラウザの印刷機能を使用してこれらの文書の現在の副本を印刷し、将来の参照に備えるべきである。

1. 申込み、承認、条項、買主と売主の定義

1.1 申込み、承認、条項、買主と売主の定義。買主が発行する各購入注文は、買主が売主に注文書に記載された製品を購入するために売主に発行する申し込みであり、購入製品には、補給品、貨物、サービス、ハードウェア、ファームウェア、ソフトウェア、及び注文された物品の運行またサービスの提供と密接に区別できない、または必要な任意のコンポーネントまたは部品(単独または総称して「製品」と呼ばれる)。買主はいつでも売主が提供した付加的または不一致な条項と条件を承認することを拒否する。売主の見積書、入札書、または提案書に言及することは、その文書に含まれるいかなる条項、条件、または指示を承認することを意味するものではありません。本注文は、以前のすべての契約、注文、見積もり、提案、および本注文に含まれるその他の製品に関する通信を置き換えるものです。上記の規定があるにもかかわらず、双方が事前の書面協議に署名し、その事前協議が取り消され、撤回され、期限切れになっていなければ、補充した条項は除外し、その事前協議のすべての条項は完全に有効であることを維持する。売主は次のいずれかの条項を承認することによって、以下の方法で契約を締結する: (a) 注文項目下のいかなる仕事を開始実行する、(b) 書面形式で注文を受け取る、(c) 注文を受け取ってから48時間以内に書面で注文を拒否できなかった、または(d) 注文標的物に関連する契約が存在するその他の任意の行為を承認する。すべての注文は売主が本条項を承認ことに限られ、売主がこれらの条項を承認することを条件とすることを明確にしている。「買主」とは、注文書に別途規定がない限り、「江森制御株式会社」(Johnson Controls, Inc.) を指す。買主の系列会社も本契約で買主に適用される同じ条項と条件に従って、自ら売主から製品を購入することができる。「系列会社」とは、直接または間接的に制御され、一方によって制御され、または一方と共同で制御されている任意の実体、またはそのような実体またはその事業および資産の継承者(名称変更、解散、合併、連結、再編成、売却またはその他の方式を含むがこれらに限定されない)としての任意の実体を指します。江森制御国際有限公司(Johnson Controls International plc)を親会社とするいかなる実体、及び買主或いは買主の関連先がいかなる所有権権益を持ついかなる合併企業は、すべて買主の附属会社でなければならない。実体が議決権を持つ証券、契約、またはその他の方法で他の実体の管理またはポリシーを指導する権限を持っている場合、実体は別の実体を制御するとみなされます。疑問を持たないために、本契約については、江森制御国際株式会社(Johnson Controls International plc)は「関連」の定義に含まれてはならない。「売主」とは、関連する注文書で特定された製品を直接または系列会社または下請業者を通じて間接的に提供する個人または実体を意味する。売主は、本契約に基づいて製品またはサービスを提供する任意のレベルのすべての売主仕入先および下請業者もこれらの条項を遵守する必要があることを理解し、承認し、同意する。買主と売主は、本契約において単独で「一方」と呼ぶこともできるし、総称して「双方」と呼ぶこともできる。「以前の取引プロセスまたは取引慣行では、受注で使用されている条項を変更、補充、または解釈することはできません。受注に関連するすべての契約文書は1つの契約として解釈されますが、一つまたは複数契約文書の有効条項に何らかの衝突が発生した場合、以下の優先順位を適用しなければならない: (a) 双方が署名したいいかなる書面修正案、(b) 本条項、(c) 注文表面、(d) いかなる労務契約、及び(e) は本契約に組み入れられた或いは引用によって組み入れられたいかなる補充条項。注文書または本条項に対して変更または改訂を行う場合、書面による修正案を締結し、修正された注文書条項は特に明示しなければならない、買主の授権購買代表の署名を経て買主に拘束力を与えることができる。もし売主が注文と注文に適用されるいかなる規範、設計或いはその他の技術要求の間にいかなる曖昧、問題或いは差異が存在することを認識した場合、売主は直ちにこの事を買主に提出して解決する。買主は内部使用のために製品を購入するか、または独立した製品として購入するか、または他の商品やサービスと組み合わせて第三者に転売または再販売することを自ら選択することができます。

1.2 EDI と E2Open。買主が要求を提出すると、売主は本条項に基づいて、買主が正式に発表した注文によって注文した製品を買主に販売することに同意する。EDI 注文に対して、売主は買主の当時最新の『**全球仕入先業績標準マニュアル**』(Global Supplier Performance Standards Manual)と買主の E 2 Open 計画に関する情報を遵守することに同意する。(「**購買計画とツール**」(Procurement Programs and Tools)を参考してください)。

2. 注文期間。買主の注文書終了権に基づいて、注文書が形成された協議は双方に拘束力を持ち、有効期間は1年で、注文書が売主に発送された日から、あるいは、注文書に期限日が規定されていれば、その日までである。買主の注文書終了権に基づいて、注文は自動

的に更新され、同じ条項に従って初期期間後 1 年を期間として連続的に延長するが、売主は現在の期限終了前に少なくとも 180 日前に書面通知を出して、注文の継続期間を望んでいないことを表明することができる。

3. 数量、配達、材料の発送伝票。 注文書に記載されている「見積り」数量は、注文書の規定期間内に売主から購入する可能性がある製品の数量を買主が見積もるものです。もし数量を説明していない場合、または数量が 1 つであれば、(a) 売主は買主が材料放行中に規定した数量に基づいて買主の製品に対する規定要求を提供する義務がある、(b) 注文書を明確に説明しない限り、買主は売主からしか製品を購入する必要はない、及び(c) 購入した製品が商品である場合、各製品の買主は少なくとも 1 つまたは 1 つの単位を購入しなければならず、総数は買主が売主に送信した材料許可出荷書、船荷証券、通知またはその他の類似出荷書(「材料出荷書」)に規定された製品固定数量を超えてはならない。購入した製品がサービスである場合は、買主が署名した作業説明書に明示的に規定された範囲に基づきます。買主は売主に買主の電子在庫管理または電子資料転送(EDI)プログラムに加入することを要求することができ、材料の発送伝票、発送確認とその他の関係情報の通知を取得します。このような費用は売主が負担します。買主は材料の送り状を売主に送り、追加の数量の製品を購入することができます。納期と数量は注文上極めて重要です。売主は完全に時間通りに売主が注文と関連材料の送り状で指定した納品数量と納品回数に従って納品することに同意します。買主は予定輸送率を変更するか、あるいは予定輸送の一時中止を要求することができます、いずれの場合も売主に価格を変更する権利はありません。買主は、早期引き渡し、遅れ引き渡し、部分引き渡し、超過引き渡しを受ける義務はありません。

4. 運送条項、請求書の発行と価格設定、所有権と滅失リスク。 製品は買主の通常営業時間内に注文書に規定された住所または場所(「JCI 場所」)に納品しなければならない。「国際貿易用語説明通則 2020」は、完全に米国内にある貨物を除くすべての貨物に適用される。米国原産で米国内で完全に輸送されている貨物は、売主の最終生産場所で FCA(積載)方式で輸送し、買主の輸送手段を使用しなければならない。製品価格には貯蔵、運搬、包装、その他すべての費用、関税、税金が含まれていますが、政府が徴収した付加価値税(VAT)は含まれていません。これらの付加価値税は売主が出荷するたびに請求書に個別に表示されなければなりません。買主はいかなる商業活動税、賃金税または売主の収入または資産税を負担しない。売主が合意した仕事を下請けにして、売主が回収できない間接税を発生させた場合、これらの間接税は契約に基づいて追加コストとして買主に転嫁することはできない。買主はいかなる商業活動税、賃金税または売主の収入または資産税を負担しない。製品が工業加工製品として確定され、販売税が免除される場合、買主は税務識別番号及び/又はその他の免税情報を提供しなければならない。製品を運送人に渡して運送する場合、売主は書面で買主に通知しなければならない。売主が運送業者に製品を納入した後の 2 営業日以内、または現地の輸送規制法規の必要に応じて、買主に商業領収書、箱詰め伝票、航空貨物伝票または船荷証券を含むすべての貨物伝票を提供しなければならない、その他の輸送関連(CMR など)または税関関連(輸出/輸入申告など)書類(適用可能な場合)、製品を放出する際に買主に必要な書類を渡す。注文番号、改訂番号及び/又は発行番号、買主の部品番号、売主の部品番号(適用可能な場合)、出荷中の件数、出荷中のダンボール箱又はコンテナの数量、船荷証券番号及び買主が要求するその他の情報はすべての貨物伝票、輸送ラベル、船荷証券、航空伝票、領収書、注文に関連するメッセージとその他の文書に現れなければならない。買主は注文書のすべての条項及び関連司法管理管轄区の領収書の強制的な内容とフォーマットの規定に合致し、正確な間接税待遇を体現する領収書(「適格税務領収書」)を支払う。約束した納期を満たすために、至急輸送方式を採用することを要求する場合、売主は通常の運賃を除くすべての追加運賃を支払い、買主の顧客が受け取った費用を含む、売主が輸送または納品要求を遵守できなかったことによる買主のいかなる費用を賠償する。全額支払いまたは製品を JCI サイトに引き渡した後、所有権は買主に移転し、先に発生した者を基準とする。ただし、製品を JCI 所在国に輸入する必要がある場合は、輸入前に移転を完成しなければなりません。『国際貿易用語解釈通則 2020』DDP の条件は適用されない。本契約に別途規定がない限り、売主は製品を JCI サイトに納入する前に製品のすべての滅失リスクまたは損傷リストを負担しなければならない。

5. **包装、マークアップ、運送、持続可能性、正品、カスタム製造、設計安全性**

5.1 包装、マークアップ、運送。 売主は:(a) 買主、関連運送人と目的国の要求に基づいて、製品を適切に包装、マーク、出荷する。関係指示がなければ、破損していない場合に十分な方法で製品を納入する、(b) 買主の指示に従って出荷ルートを手配する、(c) 買主の指示に従って包装ごとにラベルを貼る、(d) 各ロットの貨物に注文番号、改訂番号或いは放行番号、買主部品番号、売主部品番号(適用する場合)、貨物件数、貨物コンテナ数量、売主名称と番号及び船荷証券番号等書類を提供し、及び(e) 買主の指示と運送人の要求に基づいて、直ちに各貨物の原始船荷証券或いはその他の運送領収書を売主に転送する。売主は、運送業者、買主及びその従業員に製品、コンテナ及び包装を運搬、輸送、加工、使用又は処分する際にどのように適切な措置を取るかを知らせるために必要なすべての特殊な運搬説明を提供する。売主が買主に包装材料の返品を要求する場合は、事前に買主に書面で通知しなければならない。このような包装材料の返品はすべて売主が費用を負担しなければならない。

5.2 開示、特殊な警告または説明。 売主は買主に以下の製品情報を提供し、その形式は以下に定義された持続可能な発展命令の要求を満たすべく、あるいは買主の要求あるいは法律の要求:(i) 製品を構成するすべての元素、鉱物、化合物、その他の成分のリスト(「必要な鉱物」)、およびこれらの必須ミネラルは「持続可能な開発命令」(以下に定義する)の主題または当該命令に関連するもの、または買主が別途要求または法律要求を有するもの、(ii) 製品の製造場所、(iii) 製品中の必要な鉱物数と割合(適用可能な場合)、および(iv) 第 9 条の規定に基づいて、製品中の必要な鉱物の変化または追加に関する情報。売主は製品を出荷する前に、できるだけ早く買主に上記の情報を提供しなければなりません、いずれにしても、売主が第 5.2 および第 5.3 節に規定された「持続可能な開発指令」の適用ま

たは開示要求を満たさない場合、a)買主の開示要求を確定するために、十分な時間内に買主に合理的な時間を提供し、b)いかなる製品を拒否したり、注文をキャンセルしたり、法律および公平法による救済を含むがこれらに限定されない、その他すべての救済措置を取ったりする。また、製品の出荷前と出荷時に、売主は買主に十分な書面警告(すべての製品、容器、包装のすべてに必要なラベルを含み、模倣品の処理と回収説明、材料安全データシートと分析証明書を含む)を発し、製品の成分または部分としてのいかなる危険または制限性材料にも警告する。売主は(1)買主が時々発表するすべての持続可能な発展政策を遵守することに同意する、及び(2)買主、買主顧客、売主、製品又は(1)及び(2)における製品内容に関連するあらゆる組合全てで現行及びその後で公布される法律法規および警告ラベル(「持続可能性指令」)、修正された「米国有毒物質制御法」(「TSCA」)、いくつかの危険物質を制限するEU指令2012/19/EUと2011/65/EU、衝突鉱物に関する「ドッド・フランク法案」、登録、評価、化学品の授権と制限を適用される。化学品登録、評価、許可(REACH)法規リンク: [Understanding REACH - ECHA \(europa.eu\)](https://www.echa.europa.eu/understanding-reach) RoHS 指令リンク: [RoHS Directive \(europa.eu\)](https://www.europa.eu/rohs-directive)、売主は買主に製品の開示、包装、標識、ルートまたは輸送の不適切、不完全によるいかなる費用を賠償すべきである。

5.3.持続可能性。 売主はまた(1)持続可能な開発指令と必要な鉱物に関する買主の調査と要求に完全、正確、タイムリーに対応する(2)買主に協力して売主のサプライチェーン全体で原産地情報(回収或いは廃棄源、鉱山位置、製錬所と初めてサプライチェーンに入ることを含む)と使用の情報を収集するように努力する。

5.4.正規品。 売主は、買主に販売する製品は新材料と純正品のみを使用し、製品には偽物の部品が含まれていないことを声明し、保証する。「純正品」とは、(1)純正品、(2)提供された製品のマークおよび設計によって主張または暗示されることが合法である、(3)その名称、商標、型番/バージョンの材料を適法に使用する製造業者によって製造され、または製造業者の要求と基準に従って製造される「偽部品」とは、原産地、材料、製造元、性能、または特徴が歪曲された部品、部品、モジュール、またはアセンブリを意味します。この用語には(以下の内容が含まれるが、これらに限定されない)、(a)製造業者の身分を偽装または虚偽表示するためにマーク/注釈された部品、(b)元製造業者が廃棄した欠陥部品および/または残留材料、および(c)以前に使用した部品が「新規」として提供されます。「独立したディストリビュータ」とは、製造業者の許可または特許を得ずに製造業者、製品を販売または流通しているが、そのような製造業者製品を販売、代理、流通していると主張する個人、企業、または機関を指す。独立したディストリビュータは、無許可ディストリビュータ、無許可ディストリビュータ、および/またはブローカーとも呼ばれる。事前に買主の書面承認を得ずに、独立したディーラーから部品を購入してはならない。

事前に買主の書面承認を得ない限り、新規、純正部品以外の材料、部品、またはコンポーネントを使用してはならない。意図せずに偽部品を使用する可能性をさらに下げるために、売主は、元の設備メーカー(「メーカー」)または製造元によって承認された流通チェーンから直接正規品、部品を購入するしかない。買主の要求に応じて、売主は買主に部品が適用メーカーにさかのぼることができる証明書類を提供しなければならない。独立したディストリビュータからの部品を使用するための請求には、(i)請求に強力なサポート、および(ii)購入した部品が正規品であることを確保するためのアクションが含まれている必要があります。買主が売主に独立したディーラーを使用することを許可するが、売主が条項を遵守する責任を免除するものではない。売主は1セットシステム(政策、プログラムまたはその他の文書化方法)を維持し、使用メーカーの授権流通チェーン以外の部品の請求と承認を記録しなければならない。売主は買主の要求に基づいてこのような書類の副本を提供しなければならない。

5.5 電子部品/設備の要求。 製品原産地証明:これらの条項を承認することは、売主が元の設備メーカー(「OEM」)、元の部品メーカー(「OCM」)または製品を構成する元の設備メーカー/元の部品メーカーの特許または授権ディーラーであることを確認することである。売主は、認証コンポーネントのトレーサビリティのOEM/OCM購入書類は正確で、要求に基づいて提供することができることをさらに保証する。売主がOEM/OCMまたは特許または授権販売業者でない場合、売主は本契約を承認することにより、買主に提供する各製品はOEM/OCMまたはOEM/OCMの特許または授権販売業者から購入されることを確認する。

5.6. プライベートブランドの完成品。 注文に応じて、製品はプライベートブランドの完成品(ハードウェアまたはソフトウェア)である場合があり、これらの製品は買主の顧客に直接輸送されるか、乗り換えセンターを介して配送され、買主の工場または他の内部品質システムに入ることはありません。プライベートブランド製品はデザインや製造仕様が他の製品と異なる場合があります。買主が「プライベートブランドの完成品」を要求する場合、買主は買主のマークを製品にマークするために、売主に必要な材料と許可証を提供しなければならない。買主の要求に応じて、売主は製品と製品文書に買主の商標と商品名(「買主商標」)を貼り付け、買主は追加費用(「プライベートラベル」)を徴収しない。本契約の下では、売主の商標の使用は、買主から売主に付与された限定的、個人的、非排他的、転売不可、譲渡不可のライセンスまたは二次ライセンス(いずれの場合も、ライセンス転売の権利はありません)によって管理されることになります。売主は、本契約に記載されたプライベートブランドの商標および買主が事前に書面で明示的に許可することができるその他の目的のために、契約期間内に買主の商標を使用することができます(「限定商標ライセンス」)。買主の商標を使用する前に、すべての専用ラベルは事前に買主に提出して審査し、明確な書面同意を得なければならない。買主の商標が出現した場所ごとに、買主の商標が買主または買主の系列会社の登録商標であることを示す顕著な図例を表示しなければならない。買主の商標の一部として出現するたびに登録記号「®」は十分な図例を構成する。売主は、買主が常に買主の商標およびその中に含まれるすべてののれんの唯一かつ排他的な所有者であることを認め、限

定された商標ライセンスまたは任意のプライベートブランドは、いかなる買主の商標またはそのようなのれんに関連するいかなる権利、所有権または利益を売主に譲渡しません。売主が買主の商標を使用することによって生じる一切ののれんは買主のみが所有するものであり、本契約の期限内または終了後、売主は買主の商標またはそれに関連するのれんの権利、所有権または利益を主張してはいけません。また、いつでも買主の商標に関連するのれんを損なうような行為を行ってはいけません。買主は、理由の有無にかかわらず、いつでも売主に書面で通知し、当時生産されていなかった製品または製品文書の限定商標許可を取り消すことができる。いずれか一方の実質的な違約により、有限商標ライセンスが取り消されたり、本契約が終了または期限切れになったりした場合、有限商標ライセンスは自動的に終了し、売主は買主の商標の更なる使用を直ちに停止しなければなりません。

5.7.ハードウェア、ソフトウェアファームウェア、保証、サポート、利用可能性、管理、設計セキュリティ、脅威と脆弱性の通知と救済策

5.7.1 **ハードウェア**。本契約書で使用する場合、「ハードウェア」とは、ハードウェアおよび製品の実行に必要なコンパイルおよび組み込みソフトウェアのバージョン(「ファームウェア」と呼ばれるソフトウェア)を含む有形のプロジェクトを指します。

5.7.2 **ソフトウェア**。製品に売主によって開発、所有または許可されたソフトウェア(「ソフトウェア」)が含まれているか、含まれている場合。売主は、買主に対してその顧客(「買主顧客」)にソフトウェアを販売、転送、および/または権限を付与する権限を付与する。買主顧客のソフトウェアの使用は、当該買主顧客が売主の「エンドユーザライセンス契約書」(「EULA」)(該当する場合)を締結することを条件とし、当該「エンドユーザライセンス契約書」の副本を本契約書に添付し、もし「エンドユーザライセンス契約書」に提供しない場合、買主顧客のソフトウェアの使用は買主のエンドユーザライセンス標準契約条項に合致しなければならない。

5.7.3 **ソフトウェア保証**。売主と買主の顧客は、ソフトウェアからなる製品が製品設置後六十(60)ヶ月以内(それぞれ「ソフトウェア保証」と「ソフトウェア保証期間」と呼ぶ)に売主が提供するソフトウェア機能を記述する規範とその他の文書(「ソフトウェア規範」)の規定に合致しなければならないことを保証する。EULAの条項が本条項と一致しない場合は、本条項に準拠しなければならない。ソフトウェアがソフトウェア保証期間内に欠陥があるか、ソフトウェア保証の要求に合致しない場合、買主は自分で選択することができ、売主は直ちにソフトウェアを修理または交換するべきである。売主がソフトウェアを修理または交換できない場合、買主または買主のお客様は、状況に応じてソフトウェアに関連するライセンスとその他の費用を全額返金する権利があります。売主は買主に返金し、買主は買主の顧客に返金する側になる。

5.7.4 **ソフトウェアサポートサービス**。売主が提供する製品にソフトウェアが含まれている場合、ソフトウェア保証期間の満了期間とその後、売主は買主と買主の顧客に以下のソフトウェアに関するサポートサービスを提供しなければならない。別途書面による約束がない限り、無償でサポートサービスを提供する必要があります。売主は、(a)ソフトウェアがソフトウェア規範に従って実行できなかったいかなる故障を是正することに同意し、欠陥の修復、プログラムの是正と救済プログラムを含むが、それに限らず、ソフトウェアの維持に必要なサービスと救済措置を提供し、それがソフトウェア規範に従って正常に運行できるようにする、(b)月曜日から金曜日まで、米国東部時間午前8時から午後9時までソフトウェアに電話サポートを提供する(c)技術サポート公告及び他のユーザーサポート情報及びフォーラムへのオンラインアクセスを提供する。(d)買主がサービス要求を提出した後の三十(30)分以内に優先事項(以下の定義)に対応し、一(1)時間以内であれば、二(2)時間以内にこのような問題の処理をする。「第1優先度の問題」には、ソフトウェアの実質的な障害、またはユーザーの操作にとって重要な障害が含まれます。売主はサービス請求を受け取ってから4時間以内にすべての他のサポート問題について処置を開始しなければならない。もし売主が上記の時間通りに応答できなければ、(i)呼び出し応答時間は三十(30)分を超えるごとに、(ii)修理開始時間は1時間を超えるごとに、売主はユーザーに250.00ドルを支払うべきである。及び(e)売主がその他の顧客に提供するすべての更新、修正、脆弱性修復とバージョンを提供する(一般的には追加費用を徴収しない)。適用する場合、顧客との約束に従って、売主に支払うサポート費用を代替する。

5.7.5 **使用可能性**。売主がインターネットまたはその他の広域ネットワーク接続(「マネージドソフトウェア」)を通じてソフトウェアおよび/またはソフトウェアサービスを提供する場合は、以下の規定を適用しなければならない。カレンダー月ごとの測定結果に基づいて、売主は99.5%の期間内に、ホストソフトウェアを使用できることを保証する。以下に述べる例外状況による不可用性(「可用性パーセント」)を含まない。「利用可能」とは、買主または買主の顧客(適用可能)(「ユーザー」)がインターネットを介してアクセスし、使用できるように管理されたソフトウェアを指し、ソフトウェア仕様による実行します。ホストソフトウェアの99.5%の時間が使用できないが、少なくとも98%の時間が使用可能である場合、ユーザーは障害が発生した月に期限切れになったホストソフトウェアの月額料金の15%(15%)を取得する権利がある。ホストソフトウェアが少なくとも98%の期間使用できない場合は、ユーザーは障害が発生した月に期限切れになるホストソフトウェアの月額料金の30%(30%)のクレジットを取得する必要があります。ホストソフトウェアが少なくとも70%の期間使用できない場合は、ユーザーは障害が発生した月のホストソフトウェアの月額料金の100%を免除する権利を持つ必要があります。使用可能性のパーセンテージを計算するとき、以下は、サービスレベルの要件に関する「例外的なケース」です。ホストソフトウェアが下記の理由で利用できない場合、ユーザが実際にソフトウェアにアクセスできなくても、ホストソフトウェアを使用できないとはみなされません。(i)ユーザの行為又は不作為、(ii)ユーザのインターネット接続、(iii)売主の合理的な制御範囲内でないインターネットトラフィック問題、(iv)ユーザが最小ハードウェアおよび/またはソフトウェア要件(あれば)を満たしていない、(v)ユーザのハードウェア、ソフトウェア、またはその他のデバイス、(vi)ユーザーは、カントソフトウェアのハードウェア、ソフトウェア、サービスまたはその他のデバイスにアクセスするために使用され、または(vii)売主は少な

くとも七(7)日前に書面通知を発行する定期的なメンテナンスを行う。

5.7.6 オープンソースソフトウェア。 注文書に明確な規定があるほか、売主が直接統合するか、第三者のソフトウェアを間接的に統合することによって、製品にオープンソースソフトウェア(「OSS」)を統合する必要はありません。製品にオープンソースソフトウェアが含まれている場合、売主は製品を実行するために必要なオープンソースソフトウェアに関連するすべてのライセンス条項(「オープンソースソフトウェアライセンス」)を全面的に続けて遵守する必要があります。売主は、任意のオープンソースソフトウェアライセンスが現在または将来的に買主または買主の顧客に対して、第三者に任意のソースコードまたはターゲットコードを提供すること、またはいかなる製品を販売する際にいかなるライセンス契約、著作権声明またはその他の帰属に関する声明を含むことを宣言し、保証するが、売主がこのような製品に含まれるか、または付随するいかなるこのような項目を除く。任意のオープンソースソフトウェアライセンスは、現在または将来的には、買主(a)がソースコード形式でこれらのオープンソースソフトウェアと結合、共同発行、またはその他の方法で商業的に提供されたその他のソフトウェアを配布または開示すること、または(b)このようなオープンソースソフトウェアまたは関連する知的財産権と組み合わせて、ライセンスまたはその他の方法でロイヤリティフリーで提供、配布、またはその他の方法で商業的に提供されるこのようなオープンソースソフトウェアおよび/またはその他のソフトウェアを提供します。本契約で使用される用語「オープンソースソフトウェア」とは、ユーザーが契約上の義務を負う必要があるソフトウェア、プログラム、モジュール、コード、ライブラリ、データベース、ドライバ、または類似のコンポーネント(またはその一部)を指し、例えば、以下のライセンスに従ってソフトウェアを発行、送信、ライセンス、またはその他の方法で提供することを含むが、これらに限定されない: GNU ワイド汎用パブリックライセンス、GNU ライブラリ、または「Lesser」パブリックライセンス、パークレーソフトウェア設計会社(BSD)ライセンス、MIT ライセンス、Apache ソフトウェアライセンス、または実質的に類似したライセンス、またはオープンソース・コード促進会、フリーソフトウェア財団、または類似の組織が承認したライセンス。

5.7.7 ソフトウェアクレーム。 売主の賠償義務のほか、ソフトウェアに関するクレームについては、OSS を含むがこれらに限らず、売主は買主に必要なすべての協力を提供して、このようなクレームを解決しなければならない。このようなサポートには、買主(または買主の指定者)に権限を適時に提供し、そのようなソフトウェアソースコードや関連情報を表示して、そのようなクレームを評価して救済することが含まれます。

5.7.8 ホスティング。 買主がファームウェア、ソフトウェアのソースコード、スペアパーツの製造に関する情報、およびそのような製品をサポートするために必要なその他のアクションを含むがこれらに限定されない製品の製造に必要な情報の提供を要求する場合、売主は双方の合意した条項に基づいて上記の内容をホスティングに入れることに同意する。

5.7.9 設計安全性。 売主は、業界標準に準拠したビジネス合理的なプログラムを提供することを宣言し、保証し、そのようなソフトウェアとファームウェアのすべてにソフトウェアとファームウェアの重大な脆弱性(独自のソフトウェアコードであれサードパーティのソフトウェアコードであれ、OSS を含む)が存在しないことを確保し、製品に使用されたり、製品に組み込まれたりする場合、または製品のインストール、メンテナンス、構成、またはサポートに使用されるソフトウェア(セキュリティプロトコル)。セキュリティ・プロトコルには、脅威のシミュレーションとセキュリティと設計の脆弱性、欠陥、欠陥を以下の方法で検出する: (a) 静的コード解析、(b) 浸透テスト(モラルハッカー)、(c) OSS スキャン、および(d) 業界標準の「設計セキュリティ」原則を遵守するために必要なその他のテストと検証(総称して「設計セキュリティ計画」)を確保する。売主は買主に書類を提供し、買主の合理的な要求を遵守することを説明することを含む、買主が制定した類似の設計保証計画に合理的に協力し、参加することをさらに声明し、保証する。売主は買主の合理的な要求に基づいて、設計方案を通じて売主の安全性に対していかなる改善を行って、既存あるいは未来の脅威、抜け穴あるいは設計欠陥を解決するべきである。

5.7.10 脅威と脆弱性の通知と救済措置。 商業用途製品のライフサイクル内(すなわち、任意の製品の正式なライフサイクルが終了するまで)において、売主は以下の方法ですべてのソフトウェアとファームウェアに存在する重大な脅威と脆弱性を監視し、解決しなければならない: (a) 必要なパッチまたは更新を発行する、(b) いかなる公開前に、適時に買主に存在する上述の脅威と抜け穴を通知し、このような通知が不可能または実行不可能でない限り、及び(c) 売主がパッチ又は更新を発行する過程において、修復プログラム、解決方法及び/又は補償性の安全制御と文書(「補償性制御」)を開発し、いかなる重大な脅威と脆弱性を解決するために、合理的で実行可能な状況の下で、できるだけ早く上述の補償性制御措置の情報を買主に通知する。

5.7.11 強制的な情報の伝達。 本契約を履行するために、売主は第 5 条の規定を任意のレベルの請負業者、下請け業者、サプライヤーに伝達しなければならない。

5.8 救済措置。 売主は第 5 条の規定を十分かつ適時に遵守できない場合、買主が得ることができるすべてのその他の救済措置の補充として、買主に以下の救済措置を提供しなければならない: (a) 買主は自分で全権をもって承認、拒否、廃棄、返却または抑留(「拒否された製品」)を取り消すことができ、費用とリスクは売主が負担し、そして(b) 買主はすべてまたは一部取り消すことができる: i) 任意の注文、ii) 落札状、iii) 任意の他のプロトコル、iv) 買手は、売主に任意またはすべての製品を購入しなければならないその他の義務、または v) 前述の(i)、(ii)、(iii)、および(iv)項の任意の組合せ(「キャンセルされた製品」と言う)を負うことができ、そして(c) 買手は、拒否された製品、キャンセルされた製品、またはこれら 2 つの製品の任意の組合せに代替品を探すことができ、売主はすべての関連費用(加速費用、品質

検証費用、売主が契約を履行できなかったために買主の業務に不利な影響を与えた関連損失を含む)を負担する。

6 税関、関連事項。注文によって発生した与信または利益は、貿易与信、輸出与信または関税、税金または費用の返還を含めて、すべて買主に帰属する。売主は買主(または買主顧客)がこれらの利益を得るために必要な情報と証明書(NAFTA 原産地証明書を含む)をすべて提供する。売主は税関または北米自由貿易協定(NAFTA)に関する義務、原産地マークまたはラベル要求、および現地成分の原産地要求を履行することに同意する。製品の輸出に必要な輸出許可証または授權は売主が責任を負い、注文には別途明確な規定がある場合を除き、この場合、売主は必要な情報を提供し、買主が許可証または授權を得ることができるようにしなければならない。**輸入国では、売主は買主を代表して輸入を処理してはならない。**売主が注文書を履行する過程において、製品交換国以外の国でいかなる材料または部品を購入する場合、直ちに書面形式で買主に通知しなければならない。原産国を確定したり、適用国の原産地規則の要求を遵守するために、売主は必要な書類と情報を提供しなければならない。売主は直ちに原産国に輸入されるいかなる材料又は部品及び製品の購入価格に含まれるいかなる関税を買主に知らせるべきである。製品が納入国以外の国で製造されている場合は、売主は製品に「【原産国】製造」と明記しなければならない。売主は買主と関連政府機関に必要な書類を提供し、納品国における製品の参入条件及び影響を確定する。売主は、買主に提供する製品の輸入または輸出に関するいかなる情報も真実であり、注文に関連するすべての販売は製品輸出国の反ダンピング法に規定された公平な価値を下回らないことを保証する。

7. 検査、不合格貨物/サービス、監査

買主は納品する前にいつでも製品を検査してテストすることができ、また売主の生産場所に入って、施設、製品、材料及び注文に関係するいかなる買主の財産を検査することができる。買主は製品に対する検査するのは、いつ行っても、買主が生産中または完成した製品に対する承認を構成しない。買主は製品の承認、検査または未検査に対して売主が負担するいかなる責任または保証を減免しない。注文書のいかなる内容も売主のテスト、検査、品質保証の義務を免除しない。瑕/欠陥のある製品が買主に輸送され、買主はその製品を承認することを拒否した場合、買主が別途売主に通知しない限り、注文項目における製品の数量は相応に減少すべきである。買主が発行した新しい材料発送書を受け取っていない場合、売主は数量を減らす部分の製品に代わって発送してはならない。買主が得ることができるその他の救済以外: (i) 売主は支払通知上の全額価格プラス運賃を自己負担して、不合格製品の返品を承認することに同意し、返品リスクは売主が負担し、そして、買主が必要と判断した場合、売主は不合格製品の代わりに製品を再発送しなければならない。(ii) 買主は、製品がその工場から出荷される前のいつでも、注文要求に合致しない製品を修理することができる、および/または(iii) 売主は、瑕/欠陥製品の承認拒否または修理によって発生した買主のすべての合理的な支出を賠償しなければならない。売主は瑕/欠陥製品を受け取った後の商業上の合理的な期限内に、是正措置を記録し、同様または類似の原因による不合格製品を防止するために必要な措置を講じるべきである。不合格製品に対する支払いは当該製品に対する承認を構成するものではなく、買主がいかなる法律救済または公平法の救済を主張する権利を制限または損害するものでもなく、同時に、潜在的瑕/欠陥に対する売主の責任を減免するものでもない。合理的に売主に通知した後、買主の直接または間接的な顧客は売主の生産場所の通常審査を開始して、製品の品質、コスト、納品を確認することができる。売主は、買主とその顧客が本条に規定されたすべての権利を享受することを明記して、下請け業者との間の契約条項を確保しなければならない。

8. 支払いをする。注文書または適用される修正案に別の支払条件の規定がある場合、または法律に別の規定がある場合を除き、関連税金請求書の支払は請求書の発行日から 90 日以内に処理し、次の支払予定時に支払う必要があります。毎月の 5 日と 22 日くらい、月に 2 回支給される。加工及び/又は固定設備に関連する領収書は注文書に基づいて、承認された後に発行することができる。買主は、買主の要求の形式と詳細の証拠を受け取り、注文に基づいて提供された製品に留置権、抵当権またはクレームがないことを証明する前に、支払いを保留することができる。支払いは注文書に明確に規定された通貨で支払う。支払通貨が明記されていない場合は、ドルで支払います。

9. 変更。買主は直接に製品の図面、規格説明、サンプルまたは説明説明を変更するように売主に要求する権利を保留する。買主も注文項目下の作業範囲に対して注文規定と異なる権利を保留し、検査、テストまたは品質制御などに関連する仕事を含む。買主はまた、自身または第三者が原材料を提供することを指定することもできます。売主は上述の変更要求に応じて適時に変更する。売主は上述の変更を履行するために必要な従来と異なる合理的な価格または時間を提出することができ、売主は変更通知を受けた 10 日以内にその要求を書面で買主に通知しなければならない。買主は売主に仕様の説明、価格の修正、または出荷時間の履行に関する追加文書の提供を要求することができる。買主が書面で指示したり、買主の書面による同意を得たりしない限り、売主は製品設計、規格説明、生産場所、加工、包装、マーク、出荷、価格、日付、または納入場所を変更してはならない。

10. 保証。売主は買主、買主の後継者、譲受人及び顧客は明確に保証し、買主に交付されたすべての製品: (a) 買主に提供された又は買主が提供された規格説明、標準、図面、サンプル、説明及び修正と一致する、(b) 製品または製品を含むその他の製品が販売される国のすべての適用可能な法律、法令、法規、基準と一致する、(c) 販売に適し、しかもその設計(売主の設計を限りとする)、材料及び技術に瑕/欠陥がない、(d) いかなる第三者の特許、著作権、商標、商号、商業包装、商業秘密又はその他の専有又は知的財産権を侵害、違反又は濫用しない、及び(e) 売主は買主が説明した用途に基づいて(売主が設計したものを限度とする)、生産及び組み立てを選択し、

そして、買主の予定目的に適合又は十分に満足する。保証期間は以下の期間が最も長い一つである：買主が製品を承認日から3年以内、法律で定められた保証期間を適用する、買主または買主の顧客が端末購入者に約束したより長い保証期間。すべてのサービスについて、売主はさらにそれが相応の許可証と訓練を受けた人員によって、専門、技術が熟練して、買主が同意したすべての優秀な標準と規格が一致して、しかも業界標準と一致する方式で仕事を履行することを保証する。売主が製品の成分、部品、設計または瑕/欠陥が人員または財産に有害である可能性があることを感知した場合、売主は直ちに書面で買主に通知しなければならない。買主はいかなる設計、図面、材料、技術または規格の承認に対しても売主の保証責任を免除しない。任意の賠償または保証金は、関連する司法管区が適用する付加価値税/商品およびサービス税の法律に基づいて請求書を発行します。

11. 品質と発展、必要な計画。 売主は買主が設立または指定した品質制御基準と検査制度、および関連規格と体系 (ISO 9000 シリーズ基準を含むが、それに限らない) を遵守しなければならない。売主は買主が指定した買主仕入先の品質と発展計画に参加しなければならない。買主が随時提出する要求を経て、適用される国家/地域修正案に別途規定がない限り、売主は下記の買主プロジェクトに参加し、以下の買主が提出した基準を遵守しなければならない：(a) 仕入先標準マニュアル、(b) 仕入先業績評価、(c) マイノリティ/女性経営企業展望。上記の項目または基準のいずれかの部分が本「条項」に明示された条項の規定と矛盾している場合、本「条項」に準じる。

12. 誘致禁止。 法律で禁止されている場合を除き、買主の役人の明確な書面による同意なしに、売主は本契約の有効期間内及びその後の(1)年以内に買主の従業員を募集したり、誘致したりしてはならない。売主が本規定に違反した場合、買主は強制令またはその他の方法で売主を訴訟し、このような違反行為の継続を制限または阻止することができる。また、売主は、このような違約行為(毎回発生または繰り返し発生しても単独の違約事件を構成する)ごとに、要求に応じて買主にその従業員の前年度報酬に相当する金額を支払い、罰金ではなく損害賠償の真実として事前に見積もるべきであり、買主のクレームを損害しない、法律訴訟を起こし、買主が受ける可能性のあるより大きな金額の損害賠償の権利を受け取る場合、全額買主に支払う。双方は理解し同意し、この規定は買主を保護する業務に対して合理的で必要であり、本協議を形成するために不可欠な条件でもある

13. マイノリティ系、女性経営企業(「MWBE」)と提携(米国のみ)。 売主は、全国マイノリティメーカー発展理事会または女性商業企業全国理事会(WBENC)によって MBE マイノリティ企業として認証されたマイノリティ、女性経営企業から商品やサービスを購入する利益を認識し、そのような企業との協力目標を制定し、買主の協力の下で売主のサプライヤーの多様化計画の協調と実施を推進する必要がある。「MWBE」とは、規模の大小、実際の住所が米国またはその信託領土にあるかにかかわらず、マイノリティ(非系米国人、ヒスパニック系米国人、ネイティブ米国人、アジア太平洋系米国人、アジア系インディアン米国人)が所有し、経営し、制御する営利企業を指す。マイノリティ個人の所有権とは、企業の株式の少なくとも51%(またはマイノリティプロバイダ発展委員会(「NMSDC」)または女性商業企業全国理事会(「WBENC」)が特定したマイノリティ経営企業とみなされるに十分な割合)を、これらマイノリティの人々が所有しているか、または国営企業において、少なくとも51%の株式(またはNMSDCまたはWBENCが特定した、またはマイノリティ経営企業とみなされるのに十分な小さな割合)は、1人または複数のマイノリティ個人が所有している、また、企業の管理や日常的な運営は、これらのマイノリティ系の人々によって制御されています。売主は MWBE に最大の確実かつ実行可能な機会を提供し、その可能性の本契約に関連する下請け契約と注文に参加することに同意する。本プロトコル項目の下で MWBE を利用率目標は 15 パーセント(15%)、もし、重大事件にとってその目標を達成できない場合、即ち売主が本協議項目下の義務に対する違約を構成する。売主は、自身が MWBE であると主張する会社に NMSDC または WBENC 傘下の地方委員会が提供するマイノリティ/女性経営企業の認証証明書を提供するように要求する。売主は、使用されるすべての MWBE のアイデンティティ情報、各 MWBE を通じて購入された貨物および/またはサービス、および各 MWBE に支払われたこれに関連する総額を含むが、これらに限定されない、本契約の項目における MWBE の参加状況を四半期ごとに報告しなければならない。

13.1 売主が江森制御によって異なる下級仕入先に直接支払うことを許可した場合、マイノリティ/女性経営企業の使用要求を免除する。 売主は MWBE に最大の確実かつ実行可能な機会を提供し、その可能性のある本契約に関連する下請け契約と注文に参加することに同意する。売主はまた、江森制御が江森制御プロジェクトに参加し、顧客のために働く下級 MWBE サプライヤーに直接支払うことを許可することに同意した。本プロトコル項目の下で江森が直接費用を支払う MWBE を利用率目標は 15 パーセント(15%)に設定されていて、もし重大事件によってその目標を達成できない場合、即ち売主が本協議項目下の義務に対する違約を構成する。売主は、自身が MWBE であると主張する会社に NMSDC または WBENC 傘下の地方委員会が提供するマイノリティ/女性経営企業の認証証明書を提供するように要求する。

売主は、使用されているすべての MWBE の表示、各 MWBE を通じて購入された貨物および/またはサービス、および江森制御が各 MWBE に支払ったこれに関連する総額を含むがこれらに限定されない、本契約項目における MWBE の参加状況を月ごとに報告しなければならない。

14 サービス資料。買主の要求に応じて、売主は無料で製品パンフレット、サービス資料とその他の材料を提供し、それによって買主の販売と支持活動に協力を提供する。

15 救済。本「条項」または注文書において買主が保持する権利と救済は、他のすべてまたは法的または均衡法救済措置と併用することができる。売主は売主が違約したり、不合格な製品を提供したりしたために負担したいかなる付帯損失または間接損失を賠償しなければならない。買主またはその顧客が直接または間接的に発生した以下のコスト、支出と損失を含むが、これに限らない。(a) 検査、分類、修理または置換の要求に合致しない製品の過程で発生したもの、(b) 生産または供給の中断によるもの、(c) 製品またはその他の是正サービスをリコールする行動を取ったことによるもの、または(d) 不合格製品による人身傷害(死亡を含む)または財産損失によるもの。間接損失には、買主による合理的な専門的費用が含まれる。買主が要求する場合、売主は買主と別途に関連管理または処理保証による不合格製品の代金の返還に関する協定を締結し、買主の指示に従って製品に関連する保証セールまたは関連プログラムに参加または遵守しなければならない。双方は、買主が売主に生産の履行と注文項目下の製品の引き渡しを要求する行動をとる過程で、買主は法律上適切な救済措置がなく、売主に注文項目下の義務の履行を要求する権利があることに同意した。

16 法律、法規を遵守する、道徳規範。売主およびその供給する製品は本協定が適用される司法管轄区域内ですべての法律、規則、法令遵守しなければならない。以下の事務に関連するすべての適用される法律、規則、法規、命令、慣例、条例及び基準を含む:と(a)製品の製造、表示、輸送、輸入、輸出、許可、承認または証明に関連するもの、および(b) 環境問題、有害材料、求人、給与、雇用の工数と条件、下請業者の選択、差別、職業の健康または安全と自動車の安全。売主は本契約書の義務を履行するために必要なすべての適用可能な許可証とライセンスを取得しなければならない。本注文書には、これらの法律で定められているすべての条項が参照により含まれています。売主が製品又は製品の生産に使用するすべての材料は、制限性、毒性、有害性物質に関する現行の政府性安全規定及び生産、販売先国又は供給先国に適用される環境保護、電力、電磁事項に適合しなければならない。使用制限物質リストは、www.johnsoncontrols.com/restrictedsubstances を参照してください。本協議項目に規定されたその他の義務を除き、売主は買主及びその顧客が売主が適用法律を遵守していないために被ったいかなる損失、損害、費用を賠償することに同意し、これらの法律が本協議に明確に記載されているかどうかにかかわらず。

16.1 道徳規範。買主は道徳規範を制定した(買主のウェブサイト参照: <https://www.johnsoncontrols.com/ethics>)、買主は売主と当事者の関連会社及びそのすべての従業員と請負業者が本規範又はこれに類似する内部道徳規範を遵守することを希望する。売主は、仕入先のセキュリティプログラムに対して審査を実施したことを認め、売主が業務を展開する国/地域では、売主は、(a) 奴隷と人身売買を禁止する法律を遵守し、(b) 最低労働年齢未満の人を雇用してはならないことを確認しなければならない。売主は、自身とその人員及びその関連会社の人員が秘密保持されたインターネット報告サービス(ウェブサイト www.JohnsonControlsIntegrityHelpline.com) (その中には米国以外の地域の無料電話番号の完全なリストも含まれている) または買主が秘密保持している無料誠実支援ホットライン 1-800-250-7830 を通じて買主にこれらの政策に関連するいかなる問題も反映する責任があることを認めた。

16.2 米連邦政府の契約要求。もし買主が売主に通知すれば、いかなる製品は米政府の主要下請け契約または高級下請け契約の下での関連業務の実行に応用され、売主は「連邦購買条例」(FAR)を遵守することを要求され、第 48 編第 52 部の以下の規定: (i) 下請け契約が 5000000 ドルを超え、且つ履行期間が 120 日を超えた場合、第 52.203-13 条、「請負業者の商業道徳準則と行為規範」(Contractor Code of Business Ethics and Conduct) (2010 年 4 月)、(ii) 下請け契約が「復興法案」(the Recovery Act)に基づいて融資を行う場合、「2009 年米国回復・再投資法案検挙者保護措置」(Whistleblower Protections Under the American Recovery and Reinvestment Act of 2009) (2010 年 6 月)に適合しなければならない、(iii) 第 52.219-8 条、「小企業利用率の件」(2013 年 1 月)(下請け契約がさらなる下請け機会を提供する場合)。下請け契約(小企業への下請け契約を除く)の金額が 550000 ドル(公共施設を建設する下請け契約の金額が 1000000 ドル)を超える場合、下請け業者は下請け機会を提供する下級下請け契約に第 52.219-8 条を含まなければならない、(iv) 第 52.222-26 条、「均等機会」(2007 年 3 月)、(v) 第 52.222-35 条、「特殊障害退役軍人、ベトナム戦争時の退役軍人及びその他の条件に合致する退役軍人に平等な機会を提供する」(2010 年 9 月)、(vi) 第 52.222-36 条、「障害者労働者の権利行使」(2010 年 10 月)、(vii) 第 52.222-40 条、「国家労働関係法の従業員権利通知」(2010 年 12 月)(E.O.13496) (「連邦購買条例」条項第(f)段が下り通知を要求した場合)、(viii) 第 52.222-50 条、「人身売買に打撃を与える」(2009 年 2 月)、(ix) 第 52.247-64 条、「米国私営商船の優先使用」(「連邦調達条例」(2006 年 2 月) 第 52.247-64 条第(d)段が下り通知を要求した場合)、(x) 第 52.23.99 条、連邦請負業者が十分に有効な新型コロナウイルス安全協定(2021 年 10 月)(ズレ)を実施することを確保する(FAR 第 52.23.99 条(d)項の規定に基づいて下へ伝達する必要がある場合)、および(xi) 米国連邦規制 48 CFR § 252.204-7012、「カバーされている国防情報とネットワーク事件の保護報告」(2019 年 12 月)、カバーされている国防情報(「CDI」)が、管理されている非機密情報(CUI) www.archives.gov/cui/registry/category-list.html に記載されているような非機密制御技術情報またはその他の情報であれば、米国防総省(DoD)またはその代表が、売主に提供し、本契約の履行を支援する。または売主またはその代表が収集、開発、受信、伝送、使用または保管し、本契約の履行をサポートする。または売主またはその代表が収集、開発、受信、伝送、使用または保管し、本契約の履行をサポートする。引用されている(「連邦購買条例」条項で使用されている「契約」は本契約書を指し、「契約関係者」は米国政府の契約関係者を指し、「請負業者」と「発注者」は売主を指し、「主契約」は買主と連邦政府の間の主契約を指し、「下請け契約」売主が本契約に基づいて締結した任意の契約または下位レベルの下請け契約を指す。売主はまた、FAR 52.204-10 の下請け報告書の説明に基づく要求及び製品原産国の要求に基づいて買主の要求の情報を提

供することに同意し、以下を含むがそれに限定されない:「米国回復と再投資法案」(公法 111-5、Sec.1605、123 Stat.115、303(2009年2月17日))、「ARRA」、「米国製品購入法案」(41 USC 10 a-10 d)、48 CFR 25.400 で決定された「貿易協定」、および 49 U SC 5323」
と 49 CFR Part 661 で提案された「米国製商品の購入」の要求。

16.3. 国防授權法案(NDAA)(米国連邦資金または契約に関する項目に適用)を遵守する。本『協議』に基づいて製品を提供し、契約を履行することによって、サプライヤーは当該製品のすべてを声明し、保証する(1)当該製品の使用国と輸出国のすべてが当該製品を規制するために適用される法律を含むが、これに限らない:(i)「2019 会計年度米国ジョン S.マケイン国防授權法案」(NDAA)、発効日:2018年8月13日、特別には、「国防授權法案」第 889 条である。「国防授權法案」の副本は: [House Bill 5515](#)、および(2)禁止されている中国企業が提供する SoC(オンチップシステム)またはソフトウェアを処理することができるその他のコンポーネントを使用しないで、国防ライセンス法に規定されているチップセットを使用する。

16.4 医療機器(体温上昇読取器を含む)。もし製品が医療機器として関連する監督管理承認を通過しなければ、特定の司法管理管轄区で輸入、再販または使用することができない場合、買主の要求に応じて、売主は買主と誠実に協力して、このような承認を獲得しなければならない。双方が特定の管轄区内でこのような承認を取得する相対的責任は、双方が誠実さの原則に基づいて協議して確定しなければならない。買主の合理的な要求に基づいて、売主はまた関連医療機器法規に要求された書類(及び未来更新書類)とラベル資料を提供しなければならない。

17 お客様の要求。売主は、買主の書面による要求に基づいて、買主とその取引先との製品供給に関する協議に規定された適用条項を遵守することに同意する。買主は、顧客から提供された注文に関する情報を売主に提出することを自主的に決定することができる。売主は、このような顧客注文情報が売主の注文項目における義務にどのような影響を与える可能性があるかを決定し、その制御範囲内で、開示されたすべてのこのような顧客条項を遵守する責任を負うべきである。買主は書面により売主に通知ことができ、売買双方の条項が衝突した場合、優先的に本条項の規定を適用することを選択する。

18 賠償、所有権、権利侵害の請求

18.1 賠償。法律で許容される最大の範囲内で、売主は買主、買主の顧客(直接的及び間接的)、製品使用者及びそのそれぞれの代理人、継受人及び譲受人(「買主受け取り人」と総称する)が本契約により発生またはそれに関連する全ての損害、損失、クレーム、責任及び支出(合理的な弁護士費及びその他の専門的なサービス費用、和解及び判決費用を含む)を弁済し、賠償し、それを損害から免れるべきである。もし売主が買主または買主の顧客の場所でいかなる仕事をしたか、買主または買主の顧客の財産を使用したりする場合、買主または買主の顧客の場所で使用するかどうかにかかわらず、(a)売主はその場所で要求されたサービスを提供することが安全かどうかを確認するために場所を検査しなければならない、もしそれが安全ではないと思うならば、売主は直ちにいかなる安全ではない状況を買主に知らせるべきである、(b)売主の従業員、請負者及び代理人は当該場所に適用されるすべての法規規定を遵守し、かつ買主の決定に基づいて、買主の場所を撤退しなければならない。(c)売主の従業員、請負人及び代理人は当該種類の場所内でアルコールを携帯、使用、販売、譲渡したり、許可されていない、違法な、制限された麻薬又は物質を持ってはならず、また上記の物品の影響を受けた場合に当該種類の場所に入ってはならない。及び(d)法律で許可された最大の範囲内で、売主は買主、買主の補償を受けた人または他の人またはエンティティが受けた財産または人身損害による責任、クレーム、損害、支出または費用(合理的な弁護士費およびその他の専門的なサービス費用、和解と判決費用を含む)を賠償し、買主、買主の補償を受けた人に免除させるべきである。上述の財産または人身損害は、売主が当該種類の場所で仕事を行ったり、売主が買主または買主の顧客の財産を使用したりしたことによるまたはこれに関連する範囲内に限られるが、買主側の重大な不注意による損害は除外する。任意の賠償または保証金は、関連する司法管区が適用する付加価値税/商品およびサービス税の法律に基づいて請求書を発行します。

18.2 所有権、弁償する。売主の同意:(a)買主、買主の後継者及びその顧客を弁済し、買主、買主の後継者及びその顧客は、売主が購入又は提供した製品(その生産、購入、使用及び/又は販売を含むがこれらに限定されない)に関連する直接的または共同的または誘引的な知的財産権侵害行為(いかなる特許、商標、著作権、道德規範、工業設計権利又は商業秘密の濫用又は無断使用を含む)から任意の方法で提起されるのクレーム及びこれにより発生したいかなる損害賠償又は支出、弁護士費及びその他の専門的なサービス費用、和解費用及び判決費用を含む、売主が一部の製品だけを提供したこのようなクレームを含み、そして買主、買主の継受人及びその顧客のいかなる上述の損失を賠償し、そして、売主が明確にこのような権利侵害を放棄するのは買主の規格要求と一致性を維持するために引き起こした主張であり、このような権利侵害行為自体が買主が創作し、書面で売主の設計に提供しない限り、(b)買い手に対するいかなるクレームを放棄して、いかなる方式で売り手に対する第三者クレームに関係するいかなる無害または類似のクレームを含んで、あるいは買い手はいかなる専有権利(いかなる特許、商標、著作権、道德、工業設計権利又は商業秘密の濫用又は流用を含む)を侵害する、(c)買主、その下請け業者、およびその直接または間接のいずれかの顧客は、世界中で取消不能な修理、再組み立てまたはやり直しを要求したり、修理、再組み立てまたはやり直しを要求したり、いかなる注文項目で納品された製品の権利を有しており、売主に特許料やその他の補償金を支払う必要はない。(d)買主の書面による明確な同意を得ず、売主は自分の目的のために買主の設計、図面または規格に基づいて生産した部品を使用してはならず、またはその部品を第三者に販売してはならない。(e)それまたは雇用またはその指導の下で働いている従業員が注文を履行する過程で構想または初めて実践したすべての発明、発見または改善(特許を取得できるかどうかにかか

ならず)を買主に譲渡する、(f)買主が承認することができる方法で適時に買主にこのような発明、発見または改善を開示し、買主が所有権を取得し、世界的に特許出願を提出できるように、従業員が必要な書類に署名するように促す、および(g)著作権を得ることができる作品を作るために注文書に署名した場合、そのような作品は「雇用作品」である。同時に雇用作品の基準に達していない作品については、買主に作品を渡す際に、すべての作品の著作権における権利、所有権及び利益及び作品の精神的権利(いかなるソースコードを含む)を同時に譲渡しなければならない。買主が書面で署名して明確な同意を示さない限り、注文書に基づいて交付されたすべての製品またはその他の交付可能な物品(コンピュータプログラム、技術仕様説明、文書資料およびマニュアルを含むが、これらに限定されない)はすべて売主のオリジナルであり、第三者の知的財産権(著作権、特許、商業秘密または商標権を含む)は含まれません。買主が書面で署名して明確な同意を示さない限り、注文に基づいて納品されたすべての製品またはその他の納品可能な物品、およびすべての関連する知的財産権は買主が単独で所有している。買主が売主/請負業者から購入した、買主または買主の顧客製品または生産施設のエネルギー効率を直接または間接的に増加させる可能性のある製品またはサービスについて、買主はまた、エネルギー効率の向上に関する全ての知的財産権および関連利益(白標信用、緑標信用、連邦税収優遇、州または市政税収優遇、広告権を含むがこれらに限定されない)を保持しなければならない。売主はその下請け業者及び従業員と締結した契約条項がすべて本条項の規定と一致することを保証しなければならない。いかなる費用を増加させない場合、売主は買主が所有し、合理的に使用またはアプリケーションを期待するために必要または付随するいかなる知的財産権を使用することを買主に許可すべきである。

18.3 権利侵害請求。もし権利侵害または転用行為に関連するクレームまたは告発が発生した場合、第 18.1 と 18.2 条に基づいて賠償を行う以外、売主はクレームまたは告発の通知を受け取った後の四十五(45)自然日以内に自分で費用を負担しなければならない: (i) 影響を受けた製品を引き続き使用する永久権利または許可証を獲得する、(ii) 影響を受けた製品に対して、権利を侵害しないように修正するとともに、修正後の製品が少なくともオリジナル製品と同じ機能を持っていないと保証する、使用またはメンテナンスコストが増加しないことを保証する。(iii) 非権利侵害製品で製品を置換するとともに、置換に使用される製品が少なくともオリジナル製品と同じ機能を有していないと保証する、使用または維持コストが増加しないことを保証する。もし売主が商業的に合理的な努力をした後、(i)、(ii)または(iii)項の救済措置を完了できなければ、(iv)は七(7)年の直線償却法に基づいて製品購入価格の未償却部分を返却する。

19. 保険。次の要件は、注文項目のすべての作業に適用されます。任意の階層のすべての請負業者と下請け業者(「請負業者」)も、次の要件を遵守しなければなりません。注文項目の下で任意のタイプの仕事を展開する前に、売主またはその任意の請負業者は本「条項」の各保険に関する要求を満たし、保険証券(PDF形式を承認することができる)と必要なその他の書類を提供しなければならない。本「条項」に要求されるすべての保険は、売主が注文項目におけるすべての義務の履行(いかなる延期も含む)が完了するまで維持しなければならない。買主の保険に対する承認または承認は、本契約項目における売主または請負業者の責任を免除または減少させることができず、保険を維持できなかった場合、本「条項」に対する重大な違約を構成すべきである。

19.1 標準等級評定。受注に必要な保険を提供するすべての企業は、いくつかの最低財務安全規定を満たす必要があります。これらの要件は、現行の Best's Key Rating Guide-Property-Casualty で発行されている A.M.Best&Co.の評価に準拠しています。各企業の格付けは、保険証券テーブルに記載されている必要があります。すべての保険証券は、現在の Best's 格付け(A.M.Best and Company から出版された最新版 Best's Key Rating Guide を参照)によって A-VIII 以上の等級または他の格付け機関に対して同等の格付けを与える保険会社によって発行される必要があります。

19.2 キャンセル。売主は例外なく保険を取り消す前に少なくとも三十(30)日前に書面通知を出し、保険料を支払っていない場合を除く。本注文書に規定された保険証券と任意及びすべての保険証券に表示された当該通知の証拠は、本条の規定を遵守した証明とすることができる。保険料を支払っていないのに保険を解約した場合、売主は十(10)日前に書面による保険取消通知を出すべきである。

19.3 代位求償権の放棄。売主/請負業者はその賠償請求権を放棄し、それぞれの代理人と従業員を含む保険会社に対して、規定されたすべての保険書類の下で享受されている代位請求権を放棄するよう要求する。売主/請負業者は、買主と買主の関連会社及びその取締役、高級管理職及び従業員が本契約の履行による人身傷害、財産損失又はその他の保険クレームに対する損失又はクレームを免除する。

19.4 被保険者を追加する。本注文項目の下で実行された仕事に対して、合理的な要求に従って、買主及びその他のエンティティは『商業総合責任保険』(CGL)と『自動車責任保険証券』の中の「付加被保険者」にリストされるべきである。

19.5 原始保険。売主とその請負業者と買主と所有者の間で明確に同意し、理解し、付加被保険者に提供する保険は原始保険であるべきで、買主と/または所有者が購入したその他の保険は売主またはその請負業者が購入したすべてのその他の保険のを超えべき、かつ売主または請負業者の保険に割り当てられない。

19.6 保険限度額。以下の最低保険範囲と限度額要求を満たす必要があります。現地の法律や法規によって保険の範囲や限度額が規定されている場合は、現地の要求が適用されますが、以下の最低限度額を遵守する必要があります。以下の保険の購入と維持は、売主

たはその請負業者が本契約に基づいて負う可能性のあるいかなる責任にも制限または影響を与えてはならない。最低保証範囲と限度額に関連するすべての保険証券は事故発生制保険証券の形式で発行しなければならない(専門責任保険を除く、遡及日付が本契約の日付の前であれば、クレーム発生制保険証券を受け取ることができる)。すべての限度額はドルで表記されています。

保険タイプ	最低限度
商業一般責任保険(「CGL」)*は、人身傷害保険及び経営場所、操作、人身傷害による財産損失、製品/完了した運用、およびカバー、賠償条項に規定された賠償条項	1回の事故につき500000ドルを賠償し、全体の累計限度額、製品と完成責任の累計限度額、個人及び広告侵害
自動車責任保険(Auto)は、実行された作業に関連するすべての自動車を保証します	2000000ドル、財産損失と人身傷害を含む単一の合計限度額
労災保険	法定
雇用主責任保険	事故ごと、従業員ごと、疾病ごとに100万ドル-保険証券限度額
職業責任保険(適用する場合)	1回あたり100万ドルの請求
信息安全責任保険(如果卖方的产品或服务访问买方或买方客户的数据或网络, 则要求此项保险)	年間累計限度額200万ドル
雇員忠誠險(犯罪保險)	適用する場合
付款与履约和/或劳务与材料保证險	適用する場合

*商業総合責任保険の限度額は、総合責任保険と超過損失/超過責任保険の限度額を組み合わせることで満たすことができます。

20. **持続可能性。** 売買双方は、卓越した環境と社会的業績の実現に向けた提案を積極的に支援することは非常に価値があることを認識している。本協議は双方が業務を展開し、互恵的な経済利益を求めめるために与えた規範を規定しているが、双方は、持続可能な商業原則の認可、自信と実践が双方の行動様式に貫かれることに同意した。双方が考慮する要因は、(1)グローバルレポートイニシアティブ組織のサポート(GRI- <https://www.globalreporting.org/>)、GRI 報告書ガイドラインに基づく持続可能な開発報告書の作成を含む、(2)サプライヤー基盤の多様化を促進する。米国では、関連する機関は少数民族系サプライヤー発展委員会(NMSDC-www.nmsdc.org)、(3)エネルギー効率の向上、温室効果ガス排出の抑制、材料の回収、有毒物質の使用の減少または段階的な停止、廃棄物の最大限の削減、製品のライフサイクル評価、および「サプライチェーンのグリーン化」の促進を含む自発的な措置をとり、環境への影響を減らす。(4)安全で健康的な職場とコミュニティの建設を支持し、差別なく従業員を雇用し、抜擢し、競争力のある報酬と福祉を支払い、そして双方が業務を展開する地域で責任のある公民を担当するよう努力する、及び(5)買主の報告要求に従って炭素披露プロジェクトに参加する(<https://www.cdproject.net>)。 www.johnsoncontrols.com サイトを通じて買主の既存の持続可能性開発報告書を見ることができる。

21. **終了。** 買主のその他の権利を除き、買主はいつでもいかなる理由ですべてまたは一部の注文を終了することを決定することができ、買主の注文を終了するには書面で売主に通知しなければならない。売主は終了通知を受け取った後、買主が別途指示しない限り、売主は：(1)直ちに注文項目下のすべての仕事を終了する、(2)所有権を譲渡して、買い手に完成品、仕掛品、および売り手が買い手が注文した数量に基づいて合理的に生産または購入し、かつ売り手が自分または他人のために製品を生産する際に使用できない部品および材料を引き渡し、(3)いかなる下請け業者が注文終了について提出した直接支出の実際費用に関するクレームを確認して解決すると同時に、下請け業者が占有している材料を回収したことを確保する、(4)買主の関連処理指示を受ける前に、それによって占有され、利益関係を持つ財産を保護するために必要な合理的な措置を取る、と(5)買主の合理的な要求に応じて、買主に協力して製品の生産を他のサプライヤーに渡す。注文を終了した後、買主は売主に以下の金額を支払わなければならない：(a)完成した、買主の注文数量以内の且つ買主の注文要求に合致する製品の注文価格、(b)売主が上記(2)条規に基づいて買主に渡した仕掛品、部品及び材料支出に関する実際の合理的なコスト、(c)注文終了による売り手の下請け業者への直接的な義務について、売り手がその主張を解決するために発生する合理的な実際のコスト、及び(d)売り手が本第(4)条の義務を履行することによって実際に支出する合理的な費用。いかなる場合においても、これらの損害賠償金または費用が直接発生しても、売り手の下請け業者が賠償を請求しても、買い手が売り手に間接的または相応の損害賠償金または費用を支払うように要求してはならない。間接費には、予想利益損失、未償却間接費、賠償金利息、製品開発・設計コスト、ツール、施設、設備のリセットコスト、賃貸料支出、未償却資本または減価償却コスト、材料送り状の承認数量を超えた完成品、仕掛品または原材料などの関連費用または注文終了後の一般的な行政管理費用など関連する費用が含まれます。買主は本条の規定に基づいて注文終了により売主に負担する義務は、注文終了が発生していない場合に買主が売主に負担する義務を超えてはならない。売主は注文終了日から1ヶ月以内(または買主の顧客が要求するより短い期間内)に買主に注文終了後のクレームを提出する。このクレームには、本条項が明示的に許可した買主が売主に負うべき義務のみを含む。買主は支払いの前後に売主の記録について監査を行い、売主のこの終了クレームに要求された金額の数を確認することができる。買主が売主の過失または違約行為により注文を全部または一部終了した場合、買主は本条の規定に基づいて売主に支払う義務がない。

21.1 借金の返済がつかない。以下の状況または類似の状況が発生した場合、買主は直ちに注文を終了することができ、売主に責任を負う必要はない。同時に、売主は買主に以下の状況に関連するすべての費用を賠償しなければならない。弁護士費およびその他の専門的なサービスの費用を含むが、それに限らない：(a) 売主は債務を返済しない。(b) 売主は自発的破産を申請する、(c) 売主は破産を申請された、(d) 売主の受取人または受託人を指定した、(e) 売主は買主の財務上またはその他の方面の便宜を図る必要とし、売主がその注文項目下の義務を履行できるようにする、あるいは(f) 債権者の利益のために譲渡を実行する。

21.2 契約違反または不履行のために注文を終了する。売主が以下の行為の一つを持っている場合、買主はすべて/部分的に注文を終了することができ、売主に責任を負う必要はない：(a) 履行拒否、違約または脅迫は、注文下のいかなる条項に違反する、(b) 未交付/提供または脅威は、注文に関連する製品またはサービスを交付しない/提供しない、(c) 合理的な品質要求を改善していないか、または達成していないため、製品の期限通りに完成または納品することを危険にさらす、そして、買主が発行した上記未履行または違約行為を明示する書面通知を受け取ってから 10 日以内(あるいは具体的な状況に応じて、商業的に合理的なより短い期間内)に、まだその未履行または違約行為を是正していない、あるいは(d) 重要な資産の一部の売却に関する取引を達成または提案し、その資産は買い手のために製品を生産するために使用される、または売り手の制御権を変更する合併、株式またはその他の株式権益の売却または交換を行うかまたは提案する。売主は上記(d)項の規定を引き起こす可能性のあるいかなる状況が発生したいかなる交渉に参加してから 10 日以内に買主に通知しなければならない。売主の要請により、買主は開示する上記取引に関する情報について適切な秘密保持契約を締結することを前提とする。

21.3 不可抗力。法律の許す範囲内で、一方がその合理的な制御範囲を超えた事件や事故が発生したことによって引き起こされ、しかもそれに何の不注意や過失もなく、義務の履行を遅延したり履行しなかったりした場合、その方は免責されるべきである。このような事件や事故は、天災、政府当局が課した制限、禁止、優先順序又は分配又は行動、禁輸する、火災、爆発する、自然災害、お騒がせ、内乱、戦争、仕事をサボる、権力を得る能力がない、または裁判所の強制令または命令(「不可抗力事件」)。材料や部品のコストや供給状況が市場状況や売り手の行為に基づいて発生する変動は不可抗力事件を構成しない。売主は不可抗力事件が発生した後、できるだけ早く(但し一つ営業日を超えてはならない)書面で買主に通知し、遅延状況を説明すべきことを通知し、そして買主に遅延履行の予想期間及び遅延履行が解消される時間を確保する。売主は履行遅延または未履行期間において、買主は自主的に決定することができる：(a) 他の供給者に製品を購入し、それに応じてその元の計画で売主に購入する数量を減少し、この場合、買主は売主に責任を負う必要はない、(b) 売主に注文に基づいて生産または購入したすべての完成品、仕掛品、部品または材料の納入を要求し、費用は買主が負担する。あるいは(c) 売主に他のソースから買主の要求する数量、時間及び注文に規定された価格で製品を提供するように要求する。また、売主はあらゆる必要な措置を講じて、いかなる予想される労働力中断期間または売主の労働契約満了期間に少なくとも30日間の製品を買主に供給することを確保し、費用は売主が負担する。疑問を持たないために、以下はすべて不可抗力事件を構成しない、(a) いずれかの当事者が財務的に困難であり、利益を得ることができない、または財務的損失を回避することができない、(b) 一般的な材料が供給不足、割増、労働力、エネルギー不足など、価格や市場相場に変化が生じている、または(c) 一方の財務上で本契約項目の義務を履行することができないなど。

22. 買主に開示された技術情報。売主は、買主が別途署名した書面秘密契約及び/または許可契約または注文成立前または成立時に買主に開示された売主のすべての有効な特許に含まれる内容を除いて、買主、買主の顧客、またはそのそれぞれの仕入先に、買主に開示された、または買主に開示された注文項目に関する技術情報を請求しないことに同意する。

23. 買主の財産。すべての買い手が売り手に注文を履行させるために直接または間接的に提供した、または買い手が売り手の費用を補償するすべてのツール(装置器、標準尺、治具、金型、鋳物、ダイとダイ、およびすべての関連する付属物と付属品を含む)、包装および所有する書類、標準または規格説明、商業秘密、専有情報およびその他の材料およびツール(総称して「買主財産」という)は、製造または購入されると買主財産(移転所有権を含む)となり、支払いの有無にかかわらず買主財産として継続される。売主が買主の財産を占有するか、または売主が買主の財産を第三者の占有に移し、受託した身分で信託した場合、買主の財産が紛失または損傷するリスクは売主が負担する。売主はすべての使用前にすべての買主の財産を検査、テスト、承認し、売主は買主の財産による人身または財産損害のすべてのリスクを負担する。買主の財産は売主が保存、維持、修理、交換して相応の費用を負担し、買主の財産が良好な仕事状態にあるために、すべての適用規格説明要求に合致する製品を生産することができる、売主は注文の履行目的以外の目的で買主の財産を使用してはならない、買主の財産は動産と見なされるべきである、売主は買主の財産に目印をつけ、その財産を買主の財産とすることを示すべきである、買主の財産は売主の財産または第三者の財産と混合してはならない。買主の同意を得ずに、買主の財産を売主の場所から持ち出してはならない。売主は買主の財産のために全額火災保険及び増加範囲の保険をかけ、買主の財産に代替価値があることを確保しなければならない。買主の財産の代替物は買主の財産と見なす。いかなる買主の財産の代替品も買主の財産である。買主の書面による明示的な同意なしに、売主は買主の財産をいかなる第三者に渡したり処分したりしてはならない。買主は売主の場所に入って買主の財産及び買主の財産に関連する売主の記録書類を検査する権利がある。売主の限られた権利、すなわち買主の一方的な決定に基づいて、製品の生産過程で買主の財産を使用する以外は、買主(または買主関連会社)だけが買主の財産の権利、所有権または利益を持っている。買主及びその関連企業は、いかなる費用を支払う必要もなく、いつでもすぐに買主の財産を占有する権利を有する。売主は、買

主が自分で買主の財産を占有することを選択した場合、売主は買主に協力しなければならないことに同意する。買主の書面通知は売主に到着すると発効し、買主はさらに通知したり、さらなる法的行動をとる必要はなく、すなわち売主の場所に入り、買主の財産を占有する権利がある。売主は追加通知またはプログラムを要求する権利を明確に放棄し、買主とその指定者がすぐに買主の財産を取得できるようにすることに同意する。売主は買主に有限かつ取り消すことのできない授權書及び利益を授与し、売主を代表して買主の財産に関するいかなる財務報告書に署名し記録し、当該買主の財産の財務報告は買主が買主の財産を体現する買主の權益に対して合理的で必要だと考えている。買主の要求に応じて、売主は直ちに買主の財産を買主に渡すか、または売主が以下の方式で買主に渡すべきである：(i) 売主の工場で貨物引受人(FCA) (荷積済み)の方式で渡し、しかも買主が貨物運送会社を選定した要求に従って適切な包装箱標識を行うか、または(ii) 買主が指定した任意の場所に渡し、この場合、買主は売主に合理的な納品費用を支払う。売主は法律の許す範囲内で買主の財産に対して享受する可能性のある留置権またはその他の権利を放棄し、請負業者と建設業者の留置権を含むがこれらに限定されない。

24. 売主の財産。 売主は自費で製品を生産するために必要で、買主の財産ではないすべての機械、設備、工具、治具、ダイス、標準尺、装置器、型、金型及びその他の工具(「売主の財産」)を提供し、売主の財産をすべての技術基準と要求に合致する製品の生産に良好な仕事状態にし、必要な時に売主の財産を交換しなければならない。売主は売主の財産のために全額火災保険及び増加範囲の保険をかけ、売主の財産に代替価値があることを確保しなければならない。売主が売主の財産を運用して他の取引先(部品市場の取引先を含む)に製品と類似した貨物またはサービスを生産/提供する場合、このような貨物またはサービスには買主の標識、商標、ビジネス名または一部の番号をつけてはならない。売主はその市場行為の中でこのような貨物またはサービスが買主が購入した製品と同等であることを漏らしたり暗示したりしてはならない。売主は買主に取消不能な権利を与え、すなわち特に注文項目の製品を生産するために必要な売主の財産に対して、買主は売主にその財産の純帳簿価値と以前売主に支払ったその種類の財産コストの金額の差を支払った後、その占有権と所有権を持つことを選択することができる。売主の財産が売主の標準在庫を生産するために使用されている場合、または売主が大量のこのような貨物を他の方に販売している場合、上記の権利は適用されません。

25. ツール、固定設備。 本条は、ツールおよび/または固定デバイスの注文にのみ適用されます。買主は支払いの前または後に、売主の場所に入って仕事の進捗を検査し、注文を比較することによって売主が提出した料金を確認する権利がある。注文書に記載された価格が確認後、売主の実際のコストより高い場合、その価格は一部の金額(あれば)を買主に戻すように調整しなければならない。売主はさらに、すべてのコスト記録を最後の金額を受け取ってから2年間保存することに同意する。すべてのツール及び設備は買主の仕様説明(或いは、買主が指示した場合、買主の顧客の仕様説明)に基づいて生産する。上述の仕様説明のいかなる例外の場合も、注文書に書面で記載するか、買主が別途書面説明を締結しなければならない。「ツール」または「固定設備」と明記された注文に対して、運送料条項とは、荷受人(FCA) (荷積済み)の開始地—運送料は受取人に請求され、売主は運送料の入金を前払いまたは増加させるべきではない。

26. 相殺、差し引く。 法律で規定されたいかなる相殺権と控除を除いて、売主に支払う総額は売主とその関連会社の買主とその関連会社の債務を差し引いた金額でなければならない。買主は、売主に借りがあるいかなる金額またはその他の債務の全部または一部を、売主または売主の関連会社が買主または買主の関連会社に借りている金額と相殺またはそれに応じて控除する権利を有する。買主は売主に買主のいかなる相殺と控除行為に関する説明を提供しなければならない。

27. 秘密保持、個人データの保護、データ安全と調査、不履行。

27.1 秘密保持。 売主は本契約を履行する過程で買主の秘密情報(以下のように定義する)を知ることができ、本契約の期間と終了または期限が切れた後にこれらの買主の秘密情報を秘密にすることに同意することができる。「買主秘密情報」には、すべての書面または口頭による、いかなる形式の情報が含まれるが、これらに限定されない、研究、開発、製品、製造方法、商業秘密、商業計画、顧客、仕入先、財務、個人データ(以下のように定義)、作業製品に関する情報が含まれるが、これらに限定されない、および買主が買主の専有に属していると考えている、買主が現在または予期している業務または事務に関する、売主に直接または間接的に開示されたその他の資料または情報。

また、買主秘密情報とは、買主に製品を提供する過程で、買主が売主に開示した第三者の専有または秘密情報を指す。これらの情報が「機密」としてマークされているか否かにかかわらず、売主はこれらの買主の秘密情報をすべて厳格に秘密にすべきである。さらに、他の人にこのような買主の秘密情報を開示しない、または開示することを許可しない、またはこのような買主の秘密情報を本契約の下で売主の義務を履行する以外のいかなる目的に使用することに同意する。いかなる場合においても、売主が使用する慎重さと手段は、自分の同類情報を保護するために使用される程度を下回ってはならず、また、いかなる場合にも合理的な慎重さを下回ってはならず、無許可で買主の秘密情報を使用することを防止する。本契約が満了または終了した後、買主の要求により、売主は直ちにすべての文書または担体の副本およびその他の形式、または買主の秘密情報に関連する文書またはその他の担体を含む任意およびすべての文書およびその他の担体を買主に渡すべきである。買主が書面でより長い期間を別途指定したり、双方の間で署名した単独の秘密協議がその他の期限を規定したりしない限り、売主の本条に規定された義務は秘密保持情報の開示日から5年間の期間を経過しなければならない。本契

約には反対の規定がありますが、本契約が明確に改訂されない限り、双方の間で注文が成立する前に達成された秘密契約は引き続き有効です。本契約に規定された制限または義務は以下の情報に適用されない: (a) 買主が開示した時、すでに公衆に知られていた、(b) 売主の過ちで一般的に知られているものではない、あるいは(c) 売主は書面による証明を提供することができ、このなどの買主秘密情報は(1) 買主が開示する前に、売主はすでに適切に把握していた、あるいは(2) 買主の秘密情報を利用あるいは参照していない上で、その独自に開発したものである。

27.2 個人データの保護。本契約の履行により、売主と売主の関連会社は識別された個人または識別可能な個人に関する何らかの情報(「個人データ」)を取得する可能性があり、これらの個人データは買主の秘密情報と見なされるべきである。売主は本契約の履行によって得られた個人データに対していかなる権利、所有権または利益も享受しない。売主は、個人データを取得できる任意の売主関連会社を確保する必要がある: (a) 本条(第 27 条)に規定された要求に基づいて、個人データを収集、訪問、維持、使用、処理、転送し、そして本契約に規定された売主の義務を履行するためだけに使用する、(b) 買主の個人データに関する指示及び適用可能なすべてのプライバシー法律、法規及び国際協定又は条約(総称して「法律要求」という)を遵守し、買主がこれらの規定に違反する可能性のある行為には一切従事しない。

27.3 買主はデータ制御側とする。買主は買主の「プライバシー声明」(<https://www.johnsoncontrols.com/privacy>)、売主及びその人員と売主双方の業務関係に関する個人データ(例えば、氏名、電子メールアドレス、電話番号)を収集、処理及び転送する。売主は買主の『プライバシー声明』を承認し、法律の強制要求を適用して同意を得る場合、買主はこれらの個人データを収集、処理、転送することに同意する。法律を適用して売主の人員にこのようなデータ収集、処理、転送を実施するように強制的に要求する場合、売主は買主の同意を得たことを保証し、声明する。

27.4 売主はデータ処理側とする。買主のデータ処理側として、売主は『江森制御の個人データ処理条項』(the JCI Global Personal Data Processing Terms)を遵守しなければならない([ここでダウンロード可能](#))。また、双方の關係に適用される場合、売主は買主のサービスプロバイダとして自身を理解していることを確認し、「カリフォルニア州消費者プライバシー法」(the California Consumer Privacy Act)に基づいて履行すべき義務を確認し、個人情報の販売、個人情報を保持、開示または使用する(定義は『カリフォルニア州消費者プライバシー法』を参照)、本契約に規定された買主への作業説明書項目下のサービスといかなる成果物以外のいかなる目的の提供に使用する、または売主と買主との間のこのような直接的な業務関係以外に個人情報を保持または使用する。買主の要求に応じて、売主はその記録から買主が提供した、または売主が買主を代表して収集したいかなる個人データを削除する。

27.5 データセキュリティ。売主はすべての適切な法律、組織、技術措置をとり、個人データまたは買主に秘密情報(「秘密データ」)の処理に対して不法かつ無許可の処理を実施することを防止しなければならない。売主は合理的な操作基準と安全手順を維持し、適切な物理と技術を使用して安全措置を組織し(形式は基本的に『データアクセスプロトコル』([ここでダウンロード可能](#)))に示す形式と同じであるべき)、できるだけ秘密データの安全を確保するために努力しなければならない。もし買主が本契約期間内のいかなる時間に要求を提出する場合、売主は適時に正確に買主情報安全書面調査アンケートに記入しなければならない。このアンケートは主に売主が秘密データにアクセスする過程で使用するネットワーク、アプリケーション、システムまたは設備に関する。買主が機密データ保護の目的で仕入先プログラムに評価を実施する間、売主は買主に関連者、情報、文書、アプリケーションソフトウェアに接触する合理的な権限を提供することを含む、買主に合理的な要求を提供する可能性のあるその他の協力と合作を提供する。もし売主がいかなる個人または実体が売主の安全措置に違反していることを知っているか、または秘密データ(「情報セキュリティ違反」)にアクセスする権限を与えられていないと信じる理由がある場合、売主はタイムリーかついかなる場合でも 48 時間以内に買主に通知しなければならない。上記の状況が発見されると、売主は (a) 調査を展開し、救済措置をとり、情報セキュリティ違反行為の影響を軽減し、及び(b) 買主に合理的に満足できる保証を提供し、このような情報セキュリティ違反行為が二度と起こらないことを保証する。もし買主が安全違反行為が発生した後に通知(買主であれ売主の名義であれ)を出す必要がある、あるいはその他の救済措置(通知、信用監視サービス、詐欺防止保険を含む)を取る必要があると確定した場合、売主は買主の要求に従い、売主がコストと費用を負担する場合に上述の救済行動をとる。買主は秘密データにアクセスするための売主システムまたは買主内部システムに接続する売主システムに対して浸透テストを行う権利を保留する。合理的な通知及び売主との調整を経て、買主(または売主の競争相手ではない買主独立第三者評価者)は機密データにアクセスする売主システムに対して浸透テストまたはその他の安全評価を行うことができる。買主は売主が開示した浸透テストに関する情報を売主の秘密データと見なす。

27.6 調査、不履行。データ保護監督管理機構または類似機構が個人データを調査する場合、売主は買主に合理的な協力と支持を提供し、必要な時に売主の経営場所に入ってこのような調査に対応する。売主が第 27 条に規定された義務を履行できない場合、売主は直ちに買主に通知しなければならず、買主は以下の 1 つまたは複数の措置をとることができる: (i) 売主への個人データの転送を一時停止する、(ii) 売主に個人データの処理停止を要求する、(iii) 個人データの返還又は廃棄の要求、または(iv) 本プロトコルを直ちに終了する。本契約がいかなる原因で終了した後、売主は直ちに買主に連絡し、個人データの返還、廃棄、またはその他の適切な方法で個人データを処理する明確な指示を得るべきである。

28. 非公開。買主の高級職員の事前の書面による同意を得ず場合(買主は同意しないことを自ら決定することができる)、売主はいかなる

方式で第三者(売り手が内容を知らなければならない専門顧問を含まない)に、買主に注文または注文条項の下の製品を提供すると約束した事実を宣伝、公表または披露してはならない、あるいはいかなる記者会見、広告または宣伝材料に買主のいかなる商標または商号を使用してはならない。

29. 双方の関係。 売買双方はいずれも独立した契約者であり、注文書のいかなる内容もいかなる目的によってどちらか一方を他方の従業員、代理人または法定代表者にするものではありません。注文書はいずれかの一方の代表に授与されていないか、または他方の名義でいかなる義務を負うか、または創設する権利を与えていない。買主が署名した書面契約に別途明確な規定がない限り、売主は単独で注文書の履行に関する雇用と所得税、保険料、その他の費用と支出をすべて責任を負うべきである。すべての売主またはその各請負業者の従業員および代表者は、買主の従業員または代表者ではなく、売主またはそのような請負業者の従業員または代表者であり、買主の従業員に参照して従業員の利益またはその他の権利を享受する権利を有していない。買主は売主または売主の請負人の従業員または代表者に関するいかなる義務にも責任を負わない。

30. 利益の衝突。 売主は、注文書の履行が従業員や請負業者のいかなる継続的な利益や義務といかなるの衝突も起こらないことを陳述し、保証する。売主はさらに保証し、注文の有効期間中、売主及び注文の履行に関する売主従業員と請負者は、売買双方との関係又は売主の注文の履行に利益の衝突が生じると合理的に予想される活動に従事してはならない。

31. 譲渡してはならない。 買主の事前の書面による同意なしに、売主はその注文義務を他人に譲渡したり委任したりしてはならない。買主の許可を得て売主がその注文義務を他人に譲渡または委任した場合、買主が書面で別途明示的に同意しない限り、売主はすべての関連する保証とクレームを含め、依然として製品に関する責任を負わなければならない。

32. 切り離し、買収合併。

32.1 切り離し。 買主が時々売却、譲渡、または他の方法で(分割、再編、改組、または他の方法によって)自身の財産権所有権、またはその実質的または大部分の資産、または任意の部門または事業単位(以下「切り離された単位」と総称する)を切り離す行為の一部分として、ある切り離す単位が切り離された後、買主はそれに過渡的なサービスを提供することに同意し、当該部門が製品を継続的に接收することを含む場合、買主はこのような切り離しを完了した後の本契約の残存期間内にこのような操作を継続する権利があり、売主に追加費用を支払う必要がない、本契約または適用注文に規定された購入価格は除外する。また、ある切り離された単位が以前に発注を発表した契約履行者である場合、売主は、切り離された単位が発注条項に基づいて製品を取得し続けることを許可し続けることに同意し、前提として、当該切り離された単位が当該製品に対して相応の購入代金を支払い続けること。

32.2 買収合併。 買主がある企業エンティティ(「買収された企業」)を買収し、その企業エンティティが既存の契約に基づいて売主から製品またはサービスを受け取る場合、買主は買収された企業と売主が締結した契約(違約金を支払う必要はない)を取り消すことを選択することができ、その後買収された企業に提供される製品はすべて本契約に基づいて提供すべきである。

33. 紛争の解決、準拠法、仲裁、管轄。

33.1 紛争解決手順、論争がエスカレートする。 買主と売主が発生したいかなる紛争が本注文または本注文の標的となる製品に起因したり、関連したり、関連したりした場合、双方は直ちに誠実と善意の原則を持って双方の現地授權代表を通じて協議して解決することを試みるべきである。もし双方が前述の善意の原則を受け継ぐ努力を経ても存在する紛争を解決できない場合、双方はこのような紛争をそれぞれの現地の指導者に提出して解決しなければならない。双方は買主が選択した任意の時間に調停に参加し、存在する紛争の解決に協力しなければならない。調停の場所はウイスコンシン州ミルウォーキー市にあるべきで、双方が書面で別の場所を約束した場合を除く。調停費用は当事者が均等に負担する。これらのプログラムを十分に実行した後、双方が紛争解決案について合意できない場合、いずれの当事者も第 33.2 条(管轄法律、準拠法、仲裁条項)の規定に基づいて解決案を求めることができる。

33.2 準拠法、管轄、仲裁。 売買双方が締結した修正案に別途規定がない限り、本契約の構築、解釈、履行、および本注文に起因する、本注文書の対象となる製品またはそれに関連するすべての取引、クレームや紛争の解決を含む、米国ニューヨーク州の法律に管轄され、関連する法律の衝突の原則または法律を考慮しない、または適用しない。双方は、「1980 年国連国際貨物販売契約条約」(the United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods of 1980) (およびその修正案またはそれ以降のバージョン) および任意の要求に別の法的選択を適用する法律衝突条項を明確に排除することに合意した。以下の他の規定のほか、本注文書に起因し、本注文書に記載されている製品またはそれに関連している、または関連しているいかなるクレームまたは紛争(これらのクレームが違約または権利侵害行為に基づいているかどうかにかかわらず)、第 33 条の規定に従って交渉または協議によって解決できない場合は、米国ニューヨーク・マンハッタンにある連邦裁判所の専属管轄を受けなければならない。連邦裁判所に管轄権がない場合、関連するクレームや紛争は、米ニューヨーク・マンハッタンにある州裁判所の商業裁判所または複雑な商業訴訟裁判所に管轄されなければならない。ここで、売主は本契約に基づいて提起されたいかなる訴訟の管轄権または訴訟場所に対していかなる異議を提出することを取り消すことができず、また管轄権の欠如または裁判場所、または不都合な裁判所の原則に基づいていかなる抗弁を提出してはならない。同時に、売主は専従者による訴訟書類の送達を取り消すことができず、本注文に関連するいかなる訴訟、起訴または法律手続きの中で書留郵便、

書留郵便および/または隔夜送達的方式を通じて訴訟書類の副本を本注文の中で指定された住所に送ることに同意する。上述の規定があるにもかかわらず、法律訴訟の伝票が届く前または届いた後 30 日以内の任意の時間に、買主は書面通知の方式で全権決定することができ、本注文書または本注文書が標的とする製品によって発生した、それに関連する、またはそれに関連するいかなるクレームまたは争議(これらのクレームが違約または権利侵害行為に基づいているかどうかにかかわらず)、禁止救済請求は除外し、いずれも米国ニューヨーク州マンハッタン区で、拘束力のある仲裁によって仲裁人が英語で解決する。双方は、買主が仲裁手続きを開始した ADR 組織が提供した商業仲裁人リストから仲裁人を合意することを試みるべきである。双方が仲裁人に合意できなければ、双方は商事仲裁人リストからそれぞれ 1 人を選択し、この 2 人が共同でこのリストから唯一の仲裁人として第三者を選択して仲裁する。

仲裁人は書面による事実調査結果と法律的結論を出し、実質勝訴者に訴訟費用と関連費用の弁済を命じることができる。いかなる場合においても、いずれか一方に対して懲戒的または懲罰的な賠償を行うことを裁定してはならない。仲裁人が下した判決は最終的かつ強制的に実行可能な判決であり、本注文書によって許可されたいかなる裁判所、または関係者とその資産に管轄権があるいかなる裁判所に対して仲裁判決を実行することができる。本節の仲裁条項は、米国連邦仲裁法(the United States Federal Arbitration Act)によって管轄される。本注文によって発生した、それに関連する、またはそれに関連するいかなる禁止救済請求は、買主が売主に対して管轄権を持つ裁判所に提出することができ、または買主の選択に基づいて、買主が注文を出した場所に最も近い適用裁判所に提出することができ、この場合、売主はその裁判所の管轄権と管轄地に同意する。売主が買主に対して提出したいいかなる禁止救済請求は、JCI に注文を出した場所に管轄権を持つ裁判所でしか提出できない。

34. 言語、分割可能性、黙示なし棄権。 修正案に別途規定がある場合を除き、本協議は双方が英語で協議し、署名する。便宜上またはその他の目的のために本契約書の翻訳を作成した場合は、英語版の条項に準拠してください。製品が販売される目的国および/または製品に関するトランザクションを履行する目的国の法的要件に基づいて、第 2 の言語で本契約を提供する必要がある場合は、本契約もその第 2 の言語で提供されます。注文書のいかなる条項がいかなる法規、規則、条例、行政命令、法律規則または法律理論に基づいて無効または実行力がない場合、実際の状況に応じて、この条項は変更または削除されるべきであるが、適用法律を遵守する必要がある程度に限られている。注文書の他の規定は完全な法的効力を持っている。いずれかの当事者がいつでも相手に注文書のある条項の義務を履行するように要求していないことは、それ以降のいつでも相手に義務の履行を要求する権利に影響を与えない。同様に、いずれかの当事者が相手方に注文書に規定された義務を違反した場合、相手方に違約責任を負わせることを放棄しても、相手方の後続の同じ条項または注文書に規定された他の規定に違反した違約責任を追及することを放棄したと見なされてはならない。

35. 存続。 本「条項」に別途規定がない限り、売主が買主に負担する義務は注文終了後も存続する。

36. 完全プロトコル、修訂。 本注文書、本「条項」及びいかなる関連付属書、付録、補充条項又はここで明確に規定された買主の条項は、売買双方の間の本「条項」と注文書の含有事項に関する完全な合意を構成する。売主は承認し同意し、買主が授権した高級管理職だけが契約を締結することができ、他の人は会社に拘束力を持たない。特に、本契約の項目の下にある製品、サービス、ドキュメント、ソフトウェア(メンテナンスおよびサポート更新を含む)とともに提供されるいかなる開封契約、クリックによる契約の成立、またはその他の契約条件、プライバシーポリシー、または契約(「追加条項」)は、関連するアクセス権を取得しても、買主に拘束力を与えません。前述のアイテムを使用するには、これらの追加条項に対して「承認」ことを明確にしても影響はありません。このような付加条項はすべて無効であり、買主がこれらのすべての条項を承認することを拒否したとみなすべきである。本注文書は、双方の授権代表が書面による変更文書に署名する形式でのみ変更することができます。買主は随時そのウェブサイト([Global Procurement Standards and Terms](https://www.johnsoncontrols.com) ([johnsoncontrols.com](https://www.johnsoncontrols.com)))で改訂後の条項を公表し、未来の注文に対して本「条項」の修正を行うことができる。修正された条項は、以降に発行されるすべての注文に適用されます。買主に製品を提供することは、売主が本「条項」とその将来の修正の制約を認め、同意することを意味する。

37. 副本、電子署名。 本契約は、1 式で複数の署名を行うことができ、各文書は原本とみなされ、すべての副本が一緒に同じ契約を構成する必要があります。本契約書の副本および本契約書に関連して署名された他のすべての文書は、Adobe Sign や DocuSign などの証明書ベースのデジタル署名アプリケーションによって他の当事者に署名して渡すことができ、受信者は、文書の原本を受信したものと同等であるとみなす、前述の電子的な方法で署名して渡すことができます、任意の種類の手紙を受け取ることができます。双方はスキャン、ファックス、メール、画像、またはその他の方法で本プロトコルを任意のタイプまたは形式の電子フォーマットに変換することができ、この電子フォーマットが現在すでに存在しているか、将来開発されているかにかかわらず、この電子フォーマットによって作成された本プロトコルの変更されていないまたは改竄されていないレプリカは、双方に法的拘束力があり、すべての点で原本と同等である。売り手は、本契約書と関連文書が電子的に受け入れられ、および/または署名されているためではなく、適用可能な詐欺法規に基づいて提出される可能性のある異議を含む、その有効性または実行可能性に異議を唱えることを認め、同意する。締約側のコンピュータに保存されている記録は、ハードコピー形式に作成された後に業務記録を構成し、他の一般的に認められている業務記録と同じ効力を持つべきである。

2022 年 7 月 3 日改訂:

セクション 16—用語が追加されました。

